

大阪市消費者保護審議会 令和元年度第1回消費者教育部会 会議要旨

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条に規定する消費者教育推進地域協議会としても位置付け

1 日 時 令和2年2月14日(金) 午前10時～正午

2 場 所 大阪市役所地下1階第2共通会議室

3 出席者 (委員)
家本委員、尾松委員、出相委員、畑委員、松井委員

(本市)
藤田消費者センター所長
前川消費者センター副所長
湯上消費者センター担当係長
城山消費者センター担当係長

4 議 題

(1) 来年度の消費者教育の取組みとその目標について

・令和2年度市民局運営方針(案)

(全体・4-1「高齢者を対象とした消費者教育の推進及び地域における高齢者の支援機能の向上」及び4-1-1「高齢者を対象とした消費者被害の未然防止のための教育」)

(4-2「若年者を対象とした消費者教育の推進」及び4-2-1「若年者を対象とした消費者被害の未然防止のための教育」)

・今年度及び来年度の取組み

・啓発パンフレット(一般・高齢用・若年者用)について

(2) その他

5 議事要旨

(1) 来年度の消費者教育の取組みとその目標について

令和2年度市民局運営方針(案)重点的に取り組む主な経営課題4-1「高齢者を対象とした消費者教育の推進及び地域における高齢者の支援機能の向上」及び4-1-1「高齢者の支援者等を対象とした講座の実施」、(4-2「若年者を対象とした消費者教育の推進」及び4-2-1「若年者を対象とした消費者被害の未然防止のための教育」を中心に各事業の取組みとその目標について事務局より説明を行い、各委員から質問や意見があった。

(主な意見)

・啓発パンフレットの活用しやすいレイアウトの構成及び記載内容の改善が必要

・講座受講者へのアンケート項目を見直してはどうか

・地域講座の講義内容の充実について

・若年者の携帯端末購入時における携帯電話事業者への消費者センターの周知依頼をしてはどうか

大阪市消費者保護審議会 令和元年度第1回地域安全確保部会 会議要旨

- 1 日時 令和2年2月6日(木) 午後1時～3時
- 2 場所 大阪市役所4階 市民局 第1・2会議室
- 3 出席者 (委員)
井上委員、大友委員、水上委員、山口委員、湯谷委員

(本市)
藤田消費者センター所長
前川消費者センター副所長
湯上消費者センター担当係長
城山消費者センター担当係長
- 4 議題
 - (1) 来年度の地域における消費者被害防止の取組みとその目標について
 - ・令和2年度運営方針(案)
 - (全体・4 1「高齢者を対象とした消費者教育の推進及び地域における高齢者の支援機能の向上」及び4 1 2「高齢者の支援者等を対象とした講座の実施」)
 - ・今年度及び来年度の取組み
 - ・大阪市消費者安全確保地域協議会について
 - (2) その他
 - ・高齢者の支援者向け見守り講座テキスト「見守りハンドブック」について
- 5 議事要旨
 - (1) 来年度の地域における消費者被害防止の取組みとその目標について
令和2年度市民局運営方針(案)重点的に取り組む主な経営課題4 1「高齢者を対象とした消費者教育の推進及び地域における高齢者の支援機能の向上」及び4 1 2「高齢者の支援者等を対象とした講座の実施」を中心に各種事業の取組みとその目標について事務局より説明を行った。その後、今年度で開催した高齢者の支援者向け見守り講座の状況や来年度に実施する取組み及び大阪市消費者安全確保地域協議会の開催状況について事務局より説明を行い、各委員から質問や意見があった。

(主な意見)
 - ・高齢者が集まる施設への支援者向け見守り講座の周知及び講義内容の充実が必要
 - ・紙媒体、SNSの併用など対象者に応じた支援者向け見守り講座の広報の方法や対応について
 - ・若年者への消費者センターの認知度向上の取組みの推進が必要
 - ・消費者相談につないでくれた支援者の傾向と消費者被害にあった方の相談ルートの把握が必要

(2) その他

高齢者の支援者向け見守り講座でテキストとして使用している「見守りハンドブック」の内容について説明を行い、各委員から改善点や活用方法について意見があった。

(主な意見)

- ・活用しやすいレイアウトとなるよう構成を見直してはどうか
- ・チェックシートへの記載項目を追加してはどうか